

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年6月5日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 11件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	残留熱除去冷却中間ループ系補給水タンク水位信号変換器の設定値にずれを確認した。当該変換器を点検・修理。	
2	1号機	1/2号機の排気筒において、航空障害灯の一部(上段の1箇所)が点灯しないことを確認した。当該航空障害灯を点検・修理。	
3	1号機	取水口除塵装置門型クレーン配線用遮断器の点検時、回路の絶縁抵抗値が低下していることを確認した。当該回路を修理。	
4	2号機	非放射性スチームドレン排水ポンプ(A)および(B)用電動機の点検時期を変更する過程で、点検周期が予め定めた期間を超えてしまうことを確認した。当該変更の影響を評価済み。	
5	3号機	タービン建屋1階(管理区域内)において、古い空き缶を発見した。当該缶を回収。	
6	3号機	非放射性スチームドレン排水ポンプ(B)用電動機の点検時期を変更する過程で、点検周期が予め定めた期間を超えてしまうことを確認した。当該変更の影響を評価済み。	
7	5号機	非放射性スチームドレン排水ポンプ(A)および(B)用電動機の点検時期を変更する過程で、点検周期が予め定めた期間を超えてしまうことを確認した。当該変更の影響を評価済み。	
8	6号機	原子炉給水系金属採取サンプリングラック洗浄水供給入口弁の弁棒付け根部に微量の水のにじみを確認した。当該弁を点検・修理。	
9	6号機	原子炉給水系金属採取サンプリングラック洗浄水流量調節弁の弁棒付け根部に微量の水のにじみを確認した。当該弁を点検・修理。	
10	その他	2、3、5号機の非放射性スチームドレン排水ポンプ用電動機について、点検周期が予め定めた期間を超えてしまうことの不適合報告書作成を失念していたことを確認した。当該事象の原因を調査。	
11	その他	貝処理設備照明分電盤の遮断器動作で貝処理建屋照明が消灯していることを確認した。当該遮断器を点検・修理。	